



Title	留守所目代考：古代から中世にかけての国務運営
Author(s)	吉永, 壮志
Citation	大阪大学, 2012, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/59376
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【15】

氏名	吉永壯志
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第25323号
学位授与年月日	平成24年3月22日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	留守所目代考—古代から中世にかけての國務運営—
論文審査委員	(主査) 准教授 市大樹 (副査) 教授 平雅行 教授 飯塚一幸

論文内容の要旨

これまで古代から中世にかけての國務運営については、受領を含む国司制度の変質、在庁官

人制の成立、郡司制度の変化を中心に論じられてきた。これに対して本論文では、受領国司の在京化とともに設置された留守所の長である目代に着目する。本論文は2部構成で、全8章と序章・終章からなり、枚数は558枚(400字詰め換算)である。

序章「課題と本書の構成」では、國務運営に関する先行研究を整理し、受領と在庁官人と結ぶ存在として留守所目代が重要な位置を占めるにもかかわらず、それを正面から取り扱った研究が乏しいことを確認する。

第一部「留守」「目代」に関する前提的研究は、「留守」と「目代」の語義的な検討をおこなう。第一章「七・八世紀の留守と皇太子監護」、第二章「平安時代の留守」では、行幸などで天皇が宮都を不在にする際に置かれる留守には、宮都の維持・管理に必要な官人としての能力が求められたこと、天皇の後継者である皇太子や議政官である公卿が任じられるなど大きな権限をもち、ときに天皇との間で衝突や対立がもたらされる場合があったことなどを論じる。第三章「八・九世紀の目代」では、寺院目代・郡目代・荘目代など各種の目代を取り上げ、代理となる者の「目(め)の代わり」として、その代理になる者と変わらない階層や高い実務能力が求められたことを指摘する。

第二部「留守所目代に関する基礎的考察」は、第一部の語義的な検討を踏まえた上で、留守所目代を正面から多角的に論じる。まず、第四章「留守所目代に関する総体的考察」では、関連史料を網羅的に収集・分析することによって、留守所目代は、知識・実務経験など地方行政に耐えうる能力と受領に準ずる位階とを兼ね備えたため、地方の在庁官人を強力に統率できること、だが一方で、高い位階を持つが故に、必ずしも受領に対して忠実ではなかったことを明らかにする。第五章「平安時代における目代の具体像」、第六章「鎌倉時代における目代の具体像」では、半井家本『医心方』紙背文書および福井県おおい町名田庄三重熊野神社所蔵『大般若經』紙背文書をそれぞれ用いて、留守所目代の実態に迫り、第四章の内容を補足する。第七章「平安時代から鎌倉時代初期における國務運営」では、留守所の発給する文書(留守所下文・留守所符・留守所牒など)を収集・整理して形態変化を追い、12世紀を画期に受領の任国支配が間接的なものになると運動して、留守所目代の支配が強化されることを明らかにする。第八章「在庁官人の成立と展開」では、「在庁」「官人」「府官」という語に着目することで、「在庁官人」という語の成立立ちと展開を考える。「在庁」と「官人」が別々に存在したのが、やがて一体化して「在庁官人」になるという従來說に対して、逆に12世紀前半に「在庁」と「官人」の別が生じることを明らかにし、それは留守所機構の充実に関わるのではないかと見通す。

終章「結びにかえて」は、研究成果を総括する。今後は留守所目代に十分に注意を払う必要があること、従来重視してきた在庁官人の役割を相対化する必要があることを主張する。

論文審査の結果の要旨

本論文の成果の第一は、語義面からのアプローチ、古文書の丹念な収集・分析による実態面からアプローチの二段構えによって、留守所目代に関する多くの事実を掘り起こした点である。これまで留守所目代に関する専論はほとんどなかっただけに、当該分野に関する研究の礎を築き上げた重要な成果といえる。第二は、受領から一定程度自立し、在庁官人を強力に従属させたという留守所目代の姿を新たに提示したことである。これは、受領に実務的な能力を買われたにすぎない身分の低い私吏、という従来のイメージを一新するものであった。第三は、留守所目代の重要性を浮かび上がらせることによって、先行研究で重視してきた在庁官人の役割を相対化したことである。第四は、「留守」「目代」「在庁」「官人」「庁官」などの語義を検討し、史料から離れて概念のみが一人歩きしがちな研究現状に対して、警鐘を鳴らしたことである。

とはいっても、本論文にも問題がないわけではない。その第一は、留守所目代の成立過程について、8・9世紀の国難任の行方、10・11世紀の受領の郎党の行方なども視野に入れ、正面から論じられてしかるべきであったが、語義論からのアプローチにとどまってしまったことである。また「留守」に関する考察も、一部異論を挟む余地が残されている。第二は、留守所目代との対比で在庁官人が語られるが、在庁官人そのものの分析が十分ではないことである。そのため、在庁官人を軸に中世社会を展望してきた従来说に対する批判として、やや弱いものとなっている。また、留守所目代の発生原因となる受領の在京化について、ほとんど考察をしていない点も問題として残る。総じて、留守所目代を地方の統治制度全般のなかに位置づける作業に乏しい。

しかし、筆者が若手研究者であることに鑑みれば、本論文の達成をもとに、今後これらの点についても考察を進めていくことが十分に可能である。丁寧な実証で賛された本論文は、古代から中世にかけての國務運営の一端を浮かび上がらせており、学界に与えるインパクトは大きいと考えられる。学界を巻き込んだ議論を通じて、さらなる論の展開が期待される。

以上の理由から、本論文を博士(文学)の学位にふさわしいものと認定する。